

督促処分についての審査請求に係る諮問について
地方自治法第231条の3第1項に基づく督促処分についての審査請求があった
ので、同条第7項の規定により諮問する。

2024年（令和6年）5月20日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 審査請求に係る処分

(1) 処分をした行政庁

藤沢市長

(2) 被処分者

大阪市

(3) 処分の概要

2023年（令和5年）8月21日に、被処分者を対象として行った生活保
護法第77条の2に規定する保護の実施に要する費用の返還に係る督促処分

2 審査請求

(1) 審査請求年月日

2023年（令和5年）11月17日

(2) 審査請求人

被処分者に同じ

(3) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

3 参加人等

なし

4 審理員意見書の結論

棄却すべき

諮問理由

保護の実施に要する費用の返還に係る督促処分についての審査請求があったので、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

参 考

地方自治法 抜粋

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。